平成２４年（フ）第２３号
滋賀県守山市吉身６丁目２番23―304号、前住所滋賀県守山市勝部３丁目２番26―206号
債務者　徳田　靖夫
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８号
滋賀県栗東市高野805　ビバリーマンションＶ601号、前住所富山県高岡市戸出町３丁目20番77―105号レオパレスＫｅｉⅢ
債務者　新城　康世
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４号
滋賀県湖南市石部東８丁目８番13号
債務者　山脇ちひろ
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３８号
大津市美空町１番21―304号、前住所大阪府柏原市太平寺２丁目７番43号
債務者　陶山　智美
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５８号
鳥取県米子市大崎2145番地
債務者　松本　博子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第２０３号
鳥取県西伯郡南部町金田179番地
債務者　林　**隆**太郎
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１０４４号
広島市安佐南区中須１丁目50番10―102号
債務者　多賀　朝美
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８号
広島市南区東雲２丁目18番23―303号
債務者　星　　貴美（旧姓山音）
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４号
香川県坂出市林田町3502番地１
債務者　内田　忠雄
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第１６号
香川県坂出市林田町3502番地１
債務者　内田　桂子
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第５７号
高知県高岡郡四万十町見付702番地１　日光アパート３号
債務者　甫木榮之助
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後３時55分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第５８号
高知県高岡郡四万十町見付702番地１　日光アパート３号
債務者　甫木　槇子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後３時55分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２４年（フ）第３号
福岡県飯塚市枝国201番地１　アークヒルズ101号
債務者　倉本　純子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１２４４号
東京都町田市図師町951番地１サンライトヴィラ303
債務者　山下　友未
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４１号
東京都八王子市丹木町３丁目161番地５
債務者　松田　正勝
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３１号
静岡県浜松市東区北島町252番地
債務者　山本美恵子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３５０号
釧路市山花14線127番地の５
債務者　米内　雅憲
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午前９時30分
釧路地方裁判所